学校法人シャローム学園ひかり認定こども園重要事項説明書

令和8年度版

(1)事業運営主体

事業者の名称	学校法人シャローム学園ひかり認定こども園
代表者氏名	理事長　橋本　孝
法人の所在地	埼玉県さいたま市浦和区領家7丁目2番14号
法人の電話番号	048−831−2652

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする0歳よりの子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
運営方針	子供は豊かに成長して行く可能性を内に秘めており、現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す基礎を培います。何にでも取り組もうとする意欲、人と共に生きて行く社会性、真善美を捉える感受性を養い、一人一人を大切に最適な保育、教育を行えるよう努めます。

(3)利用施設及び提供する教育・保育の内容

1　1　ひかり認定こども園 の概要

名称	ひかり認定こども園									
所在地	埼玉県さいたま市浦和区領家7丁目2番14号									
認可・認定年月日	昭和30年5月1日　設立、昭和60年　学校法人認可、 平成26年3月31日　幼保連携型認定こども園認可									
電話番号	048−831−2652									
FAX番号	048−711−2911									
メールアドレス	kg-hikari@nifty.com									
施設長氏名	橋本　孝									
利用定員	1号認定	3歳児	15　人	4歳児	15　人	5歳児	15　人	1号合計	45　人	
	2号認定	3歳児	11　人	4歳児	11　人	5歳児	11　人	2号合計	33　人	
	3号認定	0歳児	5　人	1歳児	11　人	2歳児	11　人	3号合計	27　人	
職員数	約30名									
取扱う保育事業の種類	幼児教育、保育、延長保育等									
自己評価の概要	年に一度職員が自己評価をし、教育・保育内容の向上に努めています。									
職員への研修の実施状況	年3回全体研修を行い、別に個別研修を行っています。									

2 施設・設備等の概要

敷　　地	民有地を借地		面積　1,371	㎡
建　　物	鉄骨造	3階建て・2階建て	延べ床面積　1,207.35	㎡
施設の内容	保育室・遊戯室　7　室　面積　391.93　㎡		調理室　45.23	㎡
	幼児用トイレ　17　個		保健室　6.48	㎡
設備の種類	冷暖房、防犯カメラ、警察・消防非常通報装置			
安 全 対 策	職員定期研修の実施			
	防犯・防火システム設備、防犯カメラ19台設置			
	賠償責任保険加入　保険会社名　東京海上日動火災他			

3 年間行事計画

月	行事内容（1号・2号認定のもの）
4月	始業式、入園式、全体保護者会、参観、誕生会（毎月のお誕生者）、消防避難訓練（毎月）
5月	春の遠足、身体測定、自由登園の日
6月	給食・お弁当参観、内科健診、歯科健診、交通安全教室、父の日参観、面談
7月	七夕、夕涼み会、お泊まり保育、プール活動、クラス懇談会、夏期保育
8月	夏期保育
9月	全体保護者会、敬老の日参観、身体測定
10月	運動会、説明会、秋の遠足
11月	少人数参観、収穫感謝祭、自由登園の日、お店屋さんごっこ、消防避難訓練（消防署）、内科健診
12月	クリスマス祝会、クラス懇談会
1月	全体保護者会、お餅つき、個人面談、昔遊びの会、身体測定
2月	節分参観、お味噌汁の日、自由登園の日、説明会
3月	ひな祭り、卒園遠足、お別れ会、卒園式、修了式

月	行事内容（3号認定のもの）
4月～6月	入園式、こどもの日、内科健診、歯科健診、お誕生会（毎月のお誕生者）、消防避難訓練（毎月）
7月～9月	七夕の会、夏祭り、お月見の会
10月～12月	運動会遊び、作品展、クリスマス会、内科健診
1月～3月	節分　豆まき会、保護者懇談会、ひな祭り、お別れ会（2歳クラスのみ）

4　主な1日のスケジュール（時期によって変動があります）	
	朝　　9:00～11:30　　昼　　11:30～14:00　　夕方　　～　　夜
幼稚園	～9:00　2号認定順次登園　9:00～9:30　1号認定登園、着替え、自由遊び　10:00～一斉活動（工作・合奏・体操他）　10:45～自由遊び　11:30～　お弁当給食、その後自由遊び　13:30～　終わりの会　14:00　降園　14:00～　必要な児童預かり　18:30～　延長保育
保育所	～9:00　順次登園、おむつ交換　9:20～　牛乳 9:30～　一斉保育、屋外遊び、散歩、製作など　自由遊び　11:15～給食、着替え 12:30～午睡　14:40　目覚め　15:00　おやつ　自由遊び、順次降園　18:30～　延長保育

5　食事の提供について	
昼食・おやつ・補食	1号認定　　月・水　自園調理の給食　　火・木　お弁当　　金　カレー、パン給食が隔週です。 2号・3号認定　毎日自園調理の給食。2号認定　月に一度お弁当の日があります。 幼稚園のおやつについては、預かり保育の幼児も対象となります。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。 医師の診断書を取り、ご相談の上、除去するなどの対応をとります。 （例）卵・牛乳・そば、魚介類（えび・かに）など
衛生管理等	集団給食施設届出をさいたま市保健所へ届出済みです。 水質検査を年1回実施しています。調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。

（4）職員の職種、員数及び職務の内容

職種		常勤職員	非常勤職員	備考（例）
保育に従事する職員	園長	1　人		施設運営責任者です。
	副園長・教頭	1　人	人	
	保育教諭	15　人	10　人	幼稚園教諭、保育士資格者です。
	保育士	人	人	保育士有資格者です。 ※同等配置と認められる看護師を1名含みます。
	保育従事者	人	人	厚生労働省ガイドラインに定める研修修了者を配置しています。
	補助者	人	3　人	充足職員の他に追加配置している従事者です。
調理員		1　人（調理師）	3　人（栄養士・調理師）	
事務員		2　人	人	

1　開所時間内には、各認定こども園の設備及び運営に関する基準を遵守し、複数の保育教諭を配置いたします。

（5）教育・保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開　園　日	（1号認定）：月曜日から金曜日まで　　（2，3号認定）：月曜日から土曜日まで
開　園　時　間	教育標準時間認定（1号認定）：9時00分から14時00分まで
	保育標準時間認定：　月曜日から金曜日　7時30分から18時30分まで （2，3号認定）　土曜日　7時30分から18時30分まで （0歳児は個別相談） 11時間　延長保育時間（夕） 18時30分から19時30分まで （土曜を除く） （延長保育、土曜保育をご利用になる方は事前にご相談下さい。保育短時間の方も含みます）
	保育短時間認定：　月曜日から金曜日　8時00分から16時00分まで （2，3号認定）　土曜日　8時00分から16時00分まで （0歳児は個別相談） 8時間　延長保育時間（朝） 7時30分から8時00分まで　（土曜を除く） 延長保育時間（夕） 16時00分から19時30分まで （土曜を除く）
休　園　日	日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）他、園長が必要と定めた日 1号認定と2・3号認定では開園日が少々異なります。

（6）保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

1　利用者負担額（月額の保育料）は、さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例によります。教育・保育費用のうち、施設型給付額を市町村より利用者に代わり当施設が受領（法定代理受領）することになりますが、受領額を利用者に文書で通知します。

2 園の施設整備費及び研修充実費は、入園時にお支払いいただきます。（1号・2号認定）

3 職員配置充実費（1号・2号認定　規定数以上の職員を配置するための充実費です）

4 給食費　1号・2号認定は昼食代、おやつ代等全額実費徴収となります。

5 冷暖房費　室温を適正に保つ為、夏期は冷房、冬期は暖房を使用します。（1号・2号認定）

6 延長保育料　月極保育又は時間単位での保育を行っています。

ご利用に際しましての詳細、注意事項は別途ご連絡いたします。

7 母の会費　1号・2号認定はPTA会活動の為に徴収させていただきます。

3号認定は、絵本代、行事費等を含みます。

8 その他絵本代、用品代等保育に必要なもの。

9 上記各費用の料金につきましては「契約書別紙」に記載した通りです。

10 支払は以下の方法でお願いします。保護者様の口座より引き落とさせていただきます。

a　口座振替払（1・2号認定　保育料当月5日に引落とし）

a　口座振替払（3号認定　保育料当月20日に引落とし）

c　現金払（その他費用　支払い期限：随時定められた日までに事務室までお願いします。）

（7）施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当っての留意事項

1　利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて支給認定証の認定内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	（3号認定）を受けている児童について保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、ひかり認定こども園の利用終了となります。（2号認定）の方は、続いてご利用をご希望の場合、（1号認定）に変更の上の利用になります。必ず終了予定はご連絡下さるようお願いいたします。

欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、御連絡をお願いします。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	インフルエンザ・新型コロナウィルス感染症・麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎・風疹等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	37度5分以上の熱、または熱が平熱より5分以上高い場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合はご相談の上、与薬依頼書をご提出下さい。
入園時に用意するもの	別紙にてご連絡いたします。
毎日持参するもの	別紙にてご連絡いたします。

（8）緊急時における対応方法

1　教育・保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

2　保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	内科	医療機関	わかば医院	担当医師	澁谷　浩一
		所在地	さいたま市浦和区上木崎4−11−20	電話	048−831−9204
	歯科	医療機関	原田歯科クリニック	担当医師	原田　種信
		所在地	東京都板橋区ときわ台2-16-7	電話	03-5994-1850
消防署（救急）		管轄消防署名	浦和消防署木崎出張所		
		所在地	さいたま市浦和区領家4−21−20	電話	048−832−0119
警察署		管轄警察署名	浦和警察署領家派出所		
		所在地	さいたま市浦和区領家6-27-9	電話	048−832−1005

（9）非常災害対策

消防計画作成（変更）届出書	浦和消防署　　平成28年11月16日届出 防火管理者　氏名　橋本孝			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・カーテン、敷物の防炎処理			
避難場所	第1避難場所	さいたま市立針ケ谷小学校	第2避難場所	針ケ谷運動遊園

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

1　設置者及び職員は、学校教育法第11条に掲げる体罰行為及び児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
・入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
・入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
・入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、事業所職員としての教育・保育業務を怠ること。
・入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2　児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

3　児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために職員研修を行います。

（11）前項目に掲げるもののほか、当施設の運営に関する重要事項

1　保護者会について
年に3～5回、開催予定です。事業所から行事やできごと、保育内容や行事、決定事項等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

2　理事会について
園の意思決定機関です。年に数回、開催です。理事長、理事（学識経験者、卒業生からなる）、評議員、監事等が集まり、園の運営事項、会計など重要事項について協議し、決定します。

3　運営委員会について
年に2回以上、開催予定です。保護者と事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な教育・保育を行うために開催するものです。

3　健康診断等について

健康診断	0歳児	内科健診は年2回、歯科健診は年1回嘱託医が健診をします。健診の結果については、健康カードに記載します。
	1歳・2歳児	内科健診は年2回、歯科健診は年1回嘱託医が健診をします。健診の結果については、健康カードに記載します。
	3歳～5歳児	内科健診は年2回、歯科健診は年1回嘱託医が健診をします。健診の結果については、幼児健康診断票に記載します。
身体測定	全乳幼児	（1号・2号認定）　一学期に一度身長・体重の測定を行い、出席ノートに記載いたします。 （3号認定）　毎月身長・体重の測定を行い、健康カードに記載します。

※　その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら園に御相談ください。

4　賠償責任保険の加入

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
1事故	日本スポーツ振興センター規程による　円
1名につき	死亡2800万　円

保険の種類	保育園陪書責任保険大型セット
1事故	10億　円
1名につき	対人2億　円

5　当施設に関する相談.・苦情窓口の設置

（1）相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	堀口　由美子	電話	048−762−3652		
相談・苦情受付担当者	橋本　孝	電話	048−831−2652	役職	園長
第三者委員	細田　秀作	役職	育成会元会長	090-2630-3861	
	阿部　泉	役職	高校教諭	0493-54-8863	
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。				